

政策 II-1-(3)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	金融分野における個人情報保護のための適切な対応
16年度重点施策	金融分野における個人情報保護の推進のためのあり方の検討及び適切な検査・監督の実施
参考指標	金融審議会等での検討状況（検討実績）、個人情報保護に係るガイドライン等の策定状況等、個人情報漏洩事案への対応状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融分野において個人情報が適切に取り扱われていること

3. 政策の内容

高度情報通信社会においては、企業の事業活動や国民生活のあらゆる分野において、情報通信技術を活用し、大量かつ多様な個人情報が利用されています。

こうした中、個人情報が個人の人格と密接に関連を有するものであり、個人の人格尊重の理念の下で慎重に取扱われるべきものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ることが必要となっています。このため、金融分野を含めた個人情報一般の保護に関し、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」という。）が制定されました。

金融庁においては、金融分野において、今後、業態を問わず、個人と金融機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、保護法に加えた追加的な措置の必要性について検討を行い、ガイドラインの策定・公表等のルールづくりを「保護法」施行時期までに完結させ、法施行後は、金融機関等において適切な個人情報の管理が行われることを促す取組みを行うこととしました。

4. 現状分析及び外部要因

金融分野を含む個人情報一般の保護に関わる保護法（平成15年成立）については、17年4月の全面施行に向け、16年4月には政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が閣議決定されました。これに基づき、今後、各省庁は①各分野ごとの実情に応じたガイドライン等の検討を行うとともに、②特に検討が必要とされる分野（医療、金融・信用、情報通信等）については、格別の措置の検討が求められていました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の公表

ア. 金融分野における個人情報の保護のあり方については、金融審議会金融分科会特別部会(以下、「特別部会」という。)において審議を重ね、金融分野における個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、特に厳格な実施が求められる事項として機微(センシティブ)情報の取得等の原則禁止等を格別の措置として規定した「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(16年12月)(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、告示により公表しました。

イ. 安全管理措置については、生体認証情報の管理など、最新の技術動向を踏まえた「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(17年1月)(以下、「実務指針」という。)を策定し、告示として公表しました。

② 各業法施行規則等における規定整備

16年12月の特別部会において、保護法の全面施行に向けて所要のとりまとめが行われ、各業法の体系上、個人顧客情報の漏えい等の防止について、その実効性を確保するための措置を行うことが適切であり、事業者における個人顧客情報の安全管理義務等を各業法施行規則に早急に定めることが求められました。そこで、以下の3点につき、銀行法施行規則や保険業法施行規則など計25本の業法施行規則等において所要の規定整備を行いました。

ア. 安全管理措置の必要かつ適切な実施

イ. 信用情報機関から提供された借入金返済能力情報の返済能力調査以外の目的に利用することの禁止

ウ. 機微(センシティブ)情報を適切な業務運営等の必要な目的以外に使用することの禁止

それに伴い、事務ガイドライン等の一部の改正を行い、各業法施行規則等において求められる安全管理措置等の内容を明らかにしました。

③ 認定個人情報保護団体の認定

ア. 「基本方針」において、各省庁における認定の促進が求められており、17年3月に金融分野における認定個人情報保護団体についての指針を策定しました。

イ. 保護法及び認定個人情報保護団体についての指針に基づき、これまでに5団体を認定個人情報保護団体として認定しました。

④ 個人情報管理態勢に関する取組み

- ア. 個人情報の適切な管理は、金融機関に対する利用者等の信認の確保、個人情報の観点等から極めて重要なため、主要行、地域銀行、第二地方銀行、保険会社及び証券会社の各協会との意見交換会（16年7月、9月、17年1月）において、金融機関に対して個人情報の厳正な管理について注意喚起を行うよう要請しました。
- イ. 17年4月、預金取扱金融機関、保険会社及び証券会社の各業態の金融機関に対して、個人情報管理態勢に係る一斉点検の実施及び保護法が施行される4月1日時点において管理している個人情報に紛失等が発生していたことが発覚した場合の報告を要請しました。
- ウ. 個人データに係る安全管理措置等に重大な問題があると認められた銀行について、業務改善を命ずる処分を発出するとともに、保護法に基づき、個人の権利利益を保護するために必要な措置をとるよう勧告を行いました。

（2）評価

金融分野における個人情報保護のあり方の検討については、政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融審議会において審議を重ね、ガイドライン及び実務指針を策定し、告示として公表するとともに、銀行法施行規則や保険業法施行規則など計25本の業法施行規則等を改正しました。これにより、金融機関等が金融分野における個人情報の保護に対する正しい認識を深め、金融機関等の個人情報の保護に対する取組みが進み、金融分野において個人情報が適切に取り扱われるものと考えています。

また、保護法施行後に個人データに係る安全管理措置等に重大な問題があると認められた銀行について、業務改善を命ずる処分を発出するとともに、保護法に基づく勧告を行いました。また、各金融機関に個人情報管理態勢に係る一斉点検等についての報告を求めた結果、基本的には保護法施行以前に発生したものではありませんが、個人情報の紛失等が約678万先発覚しました。

金融庁としては、金融分野における個人情報保護の推進に向けて、行政処分等の厳正な対応や意見交換会等における注意喚起等を行っており、こうしたことで、各金融機関等において、適切な個人情報管理態勢の構築が促進されていくものと考えています。

6. 今後の課題

金融機関等が金融分野における個人情報の保護に対する正しい認識を深め、金融機関等の個人情報の保護に対する取組みが進み、金融機関等において個人情報が適切に取り扱われるよう、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図る必要があります。

関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、金融機関において適切な顧客情報管理が行われるよう、引き続き適時適切な検査・監督に努めるとともに、個人情報の漏洩等に際して、内部管理態勢等に問題があると認められた場合には、監督

上厳正な対応を行っていく必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、政府での保護法の全面施行に向けた取組み、金融審議会等での議論の状況等に加え、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月）
- ・ 個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月）
- ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 12 月）
- ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 17 年 1 月）

10. 担当部局

総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、情報化・業務企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第 1 課、監督局銀行第 2 課、監督局保険課、監督局証券課